

【報告事項】

三条市空家等及び空地の適正管理に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、管理不全空家等の管理に関する措置について定められたことから必要な規定の整備を行うとともに、危険な状態が切迫している空家等に対し緊急安全措置を講ずることができるよう、必要な改正を行うもの

2 改正の主な内容

- (1) 管理不全空家等の所有者等に対して法の規定による勧告をするに際し、三条市空家等審議会の意見を聴かなければならないことを定める。（第4条及び改正後の第7条関係）
- (2) 市長は、空家等の危険な状態が切迫している場合であって、所有者等が直ちに危険な状態を解消するための措置を講ずることができない特別の事情があると認められるときは、当該危険な状態を回避するために所有者等に代わって必要な最低限度の措置を講ずることができることを定める。（改正後の第6条関係）

3 改正条例案 別紙のとおり

4 施行期日 公布の日